

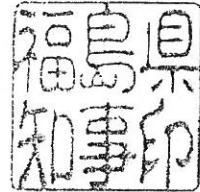


28環共第1062号

平成28年7月29日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準の見直しについて (諮問)

このことについて、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

法第3条第3項に基づく排水基準の見直しについて

2 諮問理由

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和50年福島県条例第18号。以下「上乗せ条例」という。)に基づく亜鉛含有量の暫定排水基準が、平成28年12月10日に適用期限を迎えるため、上乗せ条例を改正する。

3 改正内容

上乗せ条例に基づく亜鉛含有量の暫定排水基準の適用期間を延長する。